

## デジタル商品券加盟店特約

株式会社 つなぐ

### (総則)

第1条 本特約は、さいたま市みんなのアプリ(以下「本アプリ」という)のたまポン・行政ポイント等加盟店規約の特約として、関連地方公共団体等が都度公表して告知する電子式商品券事業の取扱い加盟店(以下「デジタル商品券加盟店」という)が、その店舗、施設等において第2条に定めるデジタル商品券(以下「デジタル商品券」という)による商品またはサービスの提供等(以下「商品提供等」という)を行う場合の規則につき定めるものです。

### (定義)

第2条 本特約において利用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) デジタル商品券とは、本アプリ上で、関連地方公共団体等が、運営会社を通じて発行する、電子商品券をいいます。
- (2) デジタル商品券加盟店とは、本特約を承諾のうえ、発行主体である関連地方公共団体等からデジタル商品券発行事業の委託を受けた、本アプリの運営会社である株式会社つなぐ(以下「運営会社」という)に申し込み、運営会社が承認した店舗(事業所)をいいます。
- (3) 利用者とは、本アプリを通じてデジタル商品券を購入し、加盟店で利用する者をいいます。
- (4) デジタル商品券取引とは、利用者がデジタル商品券加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額をデジタル商品券で取引することをいいます。
- (5) デジタル商品券取引精算とは、デジタル商品券加盟店と運営会社が本規則に基づき行う、デジタル商品券取引に対する精算をいいます。
- (6) バーコードとは、デジタル商品券取引に関し、運営会社が発行するバーコード、QRコード等の番号、記号その他の符号であって、本特約に従ってデジタル商品券加盟店に対して発行し、デジタル商品券加盟店に係る店舗(以下「加盟店店舗」という)における掲示その他運営会社が指定する方法によりデジタル商品券加盟店が利用者に提示するもので、デジタル商品券加盟店を特定するための情報その他加盟店店舗または運営会社が承諾した場所(当該承諾の対象となる場合に限る)におけるデジタル商品券取引に必要となる情報を記録したものをいいます。(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

### (デジタル商品券加盟店の義務)

#### 第3条

- 1 デジタル商品券加盟店は、デジタル商品券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。
  - (1) デジタル商品券にかかる利用画面
  - (2) デジタル商品券にかかる利用金額
  - (3) 当該デジタル商品券取引にかかる加盟店名
  - (4) 利用者がデジタル商品券の決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時

- 2 デジタル商品券加盟店は、前項第4号の表示が利用者のスマートフォン等(以下「利用端末」という)に表示された場合において、当該デジタル商品券取引にかかる商品等代金とデジタル商品券により決済された金額が一致しているときは、当該デジタル商品券取引にかかる売買契約等に基づいて直ちに対象商品の提供を行うものとしします。
- 3 デジタル商品券加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、デジタル商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとしします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも運営会社は責任を負わないものとしします。

(二次元バーコードの掲示等)

#### 第4条

- 1 デジタル商品券の利用開始日より、デジタル商品券加盟店は、デジタル商品券が利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を別途定める取扱加盟店マニュアルおよび運営会社が指定する方法に従って講じるものとしします。当該措置の不備により二次元バーコードの読取りに不具合が生じ、これによりデジタル商品券加盟店に損害が生じたとしても、運営会社はその責任を負わないものとしします。
  - (1) 二次元バーコードをデジタル商品券の利用者に提示すること
  - (2) 前号の他運営会社が別途通知した措置
- 2 デジタル商品券加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、運営会社の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
  - (1) 加盟店店舗以外の場所で二次元バーコードを提示するなど、加盟店店舗以外の場所においてデジタル商品券の利用ができることを示すこと
  - (2) 前号のほか、別途定める取扱加盟店マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと
- 3 デジタル商品券加盟店は、運営会社から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、運営会社から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

(取引の取消及び返金の禁止)

第5条 デジタル商品券加盟店は、デジタル商品券取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととしします。

(デジタル商品券の不正利用等)

#### 第6条

- 1 デジタル商品券加盟店は、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない、または表示内容に誤りがある場合には、利用者に対してデジタル商品券の取引を行ってはならないものとしします。
- 2 万が一、デジタル商品券加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、デジタル商品券加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとしします。

- 3 偽造、変造、模造されたデジタル商品券に起因する売上等が発生し、運営会社がデジタル商品券の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、デジタル商品券加盟店はこれに協力するものとします。また、デジタル商品券加盟店は、運営会社から指示があった場合もしくはデジタル商品券加盟店が必要と判断した場合には、デジタル商品券加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

(売上債権の譲渡)

第7条 デジタル商品券取引に基づきデジタル商品券加盟店が運営会社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、運営会社は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、運営会社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(精算)

第8条 運営会社がデジタル商品券加盟店に対し支払うデジタル商品券取引精算代金は、運営会社が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した取引データに係る売上金額の総額をデジタル商品券加盟店からの請求とみなし、デジタル商品券加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより精算を行うものとします。

(精算取消等)

第9条 デジタル商品券加盟店が本特約に違反してデジタル商品券取引を行った疑いがあると認められた場合は、運営会社は調査が完了するまでデジタル商品券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、デジタル商品券取引精算を取消または解除することができるものとします。なお、デジタル商品券加盟店は運営会社の調査に協力するものとします。調査が完了し、運営会社が当該代金の支払いを相当と認められた場合には、運営会社はデジタル商品券加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、運営会社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(デジタル商品券の利用停止)

第10条 デジタル商品券加盟店が本特約に違反した場合、またはその疑いがあると運営会社が認められた場合、運営会社はデジタル商品券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、運営会社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(特約の変更)

第11条 運営会社はデジタル商品券加盟店の了解を得ることなく、本特約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の特約によるものとします。

附則

(施行期日)

- 1 この特約は、令和8年2月12日から施行する。